

該申告書に納税済印を押すことによつて
納税証紙に代るものとする。

第八十六条の二を削る。

第九十条第二項中「年度、期別及び税額」
を「税額」に改める。

第九十一条第二項中「第八十条第二項但
し書及び第八十一条第二号の規定によつて
軽自動車税を課されない原動機付自転車又
は小型特殊自動車の所有者」を「法第四百
四十三条若しくは第八十一条第二号又は第
八十条第二項ただし書の規定によつて軽自
動車税を課することのできない原動機付自
転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用
者」に改め同項後段を次のように改める。

軽自動車税を課されるべき原動機付自転
車又は小型特殊自動車が法第四百四十三条
若しくは第八十一条第二号又は第八十条第
二項ただし書の規定によつて軽自動車税を
課されないこととなつたときにおける当該
原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有
者又は使用者についても、また、同様とす
る。

第九十一条第七項中「所有しないこと」
を「所有し若しくは使用しないこと」に改
める。

附則第三項を削り、第三項を第十七項と
し、第四項を第十八項とし、第五項を第十
九項とし、第一項の次に次の十五項を加え
る。

2 この条例の規定は、この附則において
特別の定があるものを除くほか、町民税
の法人税割に関する部分は昭和二十九年
四月一日の属する事業年度分から、その
他の部分は昭和二十九年度分の町税から

適用する。

3 第三十九条の規定は、昭和二十七年以
降の年に於いて純損失が生じたため所得

税法第三十六条の規定によつて所得税額
の還付を受けたものについて、昭和二十
九年度分から、第四十八条第三項の規定

は、昭和二十九年四月一日以降において
同条第一項の納期限が到来する分からそ
れぞれ適用するものとし、同日前にその

納期限が到来した法人税額に係る延滞金
額については、なお従前の例による。

4 たばこ消費税に関する規定は、昭和二
十九年四月一日以降小売人又は国内消費
用として直接消費者に売り渡された製造
たばこについて適用する。

5 昭和二十八年度分以前の町税（町民税
の法人税割にあたっては昭和二十九年四
月一日の属する事業年度の直前の事業年
度以前の分）については、なお従前の例
による。

6 所得割の納稅義務者の前年の総所得金
額のうち、法附則第十項に規定する配
当所得（利息の配当を除く。）があると
きは、当分の間、同項各号に掲げる金額
の合計額を、その者の第三十四条の三か
ら第三十四条の五までの規定を適用した
場合の所得割の額から控除する。

（個人の町民税の配当控除）

7 宅地等に係る昭和四十一年度以降
の各年度分の固定資産税の特例

（昭和四十二年度の土地の価格の特例）

8 農地に係る昭和四十一年度以降の各年
度分の固定資産税の額は、当分の間、當
該農地に係る当該年度分の固定資産税額
が、当該農地に係る昭和三十八年度分の
課税標準額をその当該年度分の固定資產
税の課税標準となるべき額とした場合に
おける固定資産税額（以下「農地調整固
定資産税額」という。）をこえる場合は、
当該農地調整固定資産税額とする。

9 附則第七項及び第十三項の「宅地等」
とは法附則第二十九項第二号に、附則第
七項及び第十三項の「前年度分の固定資
産税の課税標準額」とは法附則第三十二
項から第三十七項まで及び法附則第四十
三条に規定する固定資産税の課税標準

（免税点の適用に関する特例）

10 土地に對して課する昭和四十三年度分
または昭和四十四年度分の固定資産税に
限り、第六十二条第三項ただし書、第三
項ただし書、第四項、第五項ただし書及
び第六項中「基準年度の価格」とあるの
は、「昭和三十九年度に係る賦課期日に
おける価格」と読み替えるものとする。

（調整固定資産税額とする）

（誌替規定）

11 土地に對して課する昭和四十三年度分
または昭和四十四年度分の固定資産税に
限り、第六十二条第三項ただし書、第三
項ただし書、第四項、第五項ただし書及
び第六項中「基準年度の価格」とあるの
は、「昭和三十九年度に係る賦課期日に
おける価格」と読み替えるものとする。

12 法附則第七十五項、第八十三項、第八
十四項、第九十五項又は第九十六項の規
定の適用がある各年度分の固定資産税に
限り、第六十二条第八項中「又は第三百
四十九条の五」とあるのは「若しくは第
三百四十九条の五又は法附則第七十五項
第八十三項、第八十四項、第九十五項、
四十九条の五」とあるのは「若しくは第
三百四十九条の五又は法附則第七十五項
第八十三項、第八十四項、第九十五項、
四十九条の五」と読み替えるものとす
る。

13 附則第七項又は第八項の規定の適用が
ある各年度分の固定資産税に限り、第六
十三条に規定する固定資産税の課税標準
となるべき額は、附則第七項の規定の適
用を受ける宅地等についてはその前年度
分の固定資産税の課税標準額に同項の規
定により当該宅地等の宅地調整固定資
産額を算定する場合に用いられた負担調

「課税標準額」とは法附則第三十八項から
第十四項までに規定するところによる。

（昭和四十二年度の土地の価格の特例）

第六十二条第一項の規定にかかわらず、
法附則第四十一項に規定するところによ
る。

（第四十項までに規定するところによる。
第六十二条第一項に規定するところによ
る。）

整率を乗じて得た額によるものとし、附則第八項の規定の適用を受ける農地については、その昭和三十八年度分の課税標準額によるものとする。
(昭和四十一年度分等の個人の町民税に関する特例)

14 昭和四十一年度から昭和四十六年度までの各年度分の個人の町民税に限り、第三十三条第二項の規定の適用については、同項中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定(昭和三十二年法律第二十六号)第八条の三の規定を除く。」とする。

(昭和四十三年度分の町たばこ消費税に関する特例)

15 昭和四十三年度分の町たばこ消費税に限り、第九十二条第三項の規定の適用については、同項中「製造たばこの本数」とあるのは、「製造たばこの本数に一、〇一三を乗じて得た本数」とする。

16 昭和四十三年度から昭和四十八年度までの六年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条の二第一項に規定する事業所得を有する場合において、第三十六条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十六条第一項の確定申告書を含む。)に当該事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額(前

年の第三十三条第一項に規定する総所得金額に係る町民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る町民税の所得割の額を控除した額とする。)

別表第一、第二及び第五を別表のように改める。
度会町税条例の一部を改正する条例、(昭和三十九年度会町条例第十二号)附則を次のように改める。

第七項から第二十項までを削る。
附 則
(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し

昭和四十三年四月一日から施行する。
(町民税に関する規定の適用)

第二条 次項に定めるものを除き、改正後の町税条例(以下「新条例」という。)

の規定中個人の町民税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の町民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

通徵収税額の算定については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する規定の適用)

第三条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、昭和四十三年度分の軽自動車税から適用し、昭和四十二年度分までの軽自動車税については、なお、従前の例による。

別表第一町民税の簡易税額表 (省略)
別表第二山林所得に対する町民税の簡易税額表
(省略)

別表第五退職所得に係る町民税の特別徵収税額表
(省略)

2 新条例別表第五は、昭和四十三年四月一日以後に支払われる第五十三条の二に規定する退職手当等に係る第五十三条の八の規定によって、徵収する税額(以下この項において、「特別徵収税額」といいう。)又は同日以後に確定する第五十三条の十二第一項の規定によって徵収する税額(以下この項において、「普通徵収税額」といいう。)の算定について適用し、

同日前に支払われた当該退職手当等に係る特別徵収税額又は同日前に確定した普

